

別 紙

答 申

1 審査会の結論

処分庁が行った学級日誌を保有していないことによる非開示決定は、結果として妥当である。

2 審査請求の経緯

(1) 開示請求

審査請求人は、令和4年4月27日付けで旧神戸市個人情報保護条例(以下「条例」という。)

第15条第1項に基づき、神戸市教育長(以下「処分庁」という。)に対し、

「A(平成○年○月○日生まれ。平成○年○月～令和○年○月に神戸市立B小学校(以下「本件小学校」という。)に在籍。令和○年○月～令和○年○月に神戸市立C中学校(以下「本件中学校」という。)に在籍。)に関する以下の記録」として、

「Aが在籍していた本件中学校D学級およびE学級の学級日誌」ほか12項目の個人情報の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

(2) 開示決定及び不存在決定

処分庁は、本件請求に対して、令和4年6月10日付けで、

「Aが在籍していた本件中学校D学級およびE学級の学級日誌」ほか4項目の個人情報を保有していないことによる非開示決定を行い、その余の個人情報の開示請求に対しては開示する旨の決定を行った。

(3) 審査請求

審査請求人は、本件決定のうち、「Aが在籍していた本件中学校D学級およびE学級の学級日誌」を不存在とする決定を不服として、処分庁に対して行政不服審査法第6条第1号に基づき、原処分を取り消し、令和4年9月2日受付で学級日誌の開示を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張について、令和4年10月24日付けの反論書から、審査会の判断に関わると認めた部分を要約すれば、概ね以下のとおりである。

学級日誌は、担任教師の指示の下で、その日の担当の生徒が記入するものであり、内容の作成も担任教師の指示に従って記載するものである。さらに、担任教師は、生徒が記入した内容を確認した上で、誤りがあれば訂正、変更し又は生徒に訂正、変更させ、さらには、担任教師自らコメントを書き込むこともある。担任教師が確認後に押印すること考えると、担任教師が職務上作成したものに該当する。

学級日誌は、生徒が主体的に作成するものではなく、生徒が、教師の指示に従い、強制的に作成させられ、担任教師に提示及び提出しなければならないものである。生徒が任意に、自主的に作成する文書とは明らかに性質が異なる。記載内容も感想以外は定められており、生徒に裁量はなく、「生徒が主体的に作成」するものではない。さらに、記載後は担任教師に提示及び提出する義務が課せられていること、保管場所が学校の教室内または職員室内などと定められ

答申第1号

ていることから、担任教師が取得した文書にあたることは明らかである。

当該開示請求の対象となっている「学級日誌」が実際に廃棄されたのであれば、廃棄日時を明記していただきたい。

4 処分庁の主張要旨

処分庁の主張について、令和4年6月10日付けの非開示決定通知書、令和4年9月29日付け及び令和4年11月24日付けの弁明書、並びに令和5年4月14日の事情聴取から、審査会の判断に関わると認めた部分を要約すれば、概ね以下のとおりである。

学級日誌は、当番の生徒が学級の授業の内容や感想等について記入する文書であり、神戸市の文書管理規程に定められた文書ではなく、また、学校に備えるべき表簿として法令等に定められたものではないため、公文書ではないとの認識である。

学校が作成したものは学級日誌の様式のみであり、内容の作成は生徒が行うものである。よって、職員が職務上作成したものではない。

また、学級日誌は学校が用意した様式を用い、生徒が主体的に作成し、学校が設けている場所に保管しているにとどまる。

なお、学級日誌は令和3年3月26日に廃棄している。

5 審査会の判断

本件請求に対する審査会の責務は、争点となっている「Aが在籍していた本件中学校D学級およびE学級の学級日誌」を保有していないことによる非開示決定について、審議することにある。

以下、検討する。

(1) 「学級日誌」の公文書該当性について

審査請求人の主張によれば、処分庁は、学級日誌について子どもが作っているものであり、公文書に当たらないとして不存在決定を行ったが、条例解釈の誤りであるため、原処分を取り消し、開示することを求めている。

一方、処分庁の主張によれば、学級日誌は、日直を担当する生徒（以下「日直」という。）が当日の教科及び内容、連絡事項、並びに日直による反省事項を記載するものであり、教師が作成するものではない。また、日直は、書き終えた学級日誌を教室内の所定の場所に提出するが、保管すべき公文書として定められておらず、保存期間も定められていないため、年度末に廃棄しているとしている。

神戸市における公文書の定義は、神戸市情報公開条例（平成13年7月16日条例第29号）第2条第1号において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真（マイクロフィルムを含む。以下同じ。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該処分庁が保有しているものをいう。」とされている。

したがって、公文書に該当するか否かは、①文書の作成又は取得の状況、②当該文書の利

答申第1号

用の状況、③保存又は廃棄の状況を、総合的に考慮して判断する必要がある。

審査会が、処分庁に対して、日常における学級日誌の取扱状況について確認したところ、学級日誌は、日直が当番当日の朝に教室内の所定の場所から取り出して、学校が用意した所定の様式に、当日の教科名及び学習内容、行事内容、1日の反省や感想等を記入し、教室内の所定の場所に戻すことをしている。その後、担任教師は学級日誌の記載内容を確認し、担任印を押すことやコメントを記載することもあり、担任教師が記載内容に気になることがあった場合には、当該日直に確認のうえ、職務上使用することもあるとのことであった。また、学級日誌の保存は、通常、年度末若しくは次年度の初めまでであり、廃棄に際しては担任教師がシュレッダーで廃棄する、もしくは、学校が保有する機密文書を溶融処理する際に廃棄するとのことであった。

そうすると、学級日誌は、様式を作成した学校が、各学級生徒の学校生活の状況を確認することも利用目的の1つとされているものと捉えることができ、担任教師が学級日誌を日直による記載の都度取得し、日直が記載した内容を確認のうえ、問題事案を発見した場合は、学校としての組織的な対応が求められるのであるから、このような学級日誌の態様、使用・保有・処分等の状況を踏まえれば、学級日誌は公文書に該当すると認められる。

したがって、処分庁が学級日誌を保有していないのは公文書ではないためとの理由は、失当である。

(2) 「学級日誌」の存否について

つぎに、学級日誌の存否についてであるが、処分庁が当時の担任教師に確認したところによれば、本件中学校D学級に関わる学級日誌は、終業式の翌日の令和3年3月26日午前に機密文書廃棄専用の段ボール箱の中に入れたとのことであった。

審査会が、処分庁に対して学級日誌の廃棄手続きについて、関係資料の提出を求めて具体的に確認したところ、C中学校の機密文書廃棄専用の段ボール箱は、業者によって終業式翌月の令和3年4月28日に回収されていたことが認められる。廃棄目録等によって学級日誌が廃棄されていた事実を認めることまでは困難であると言わざるを得ないが、以上のことから、D学級に関わる学級日誌は廃棄したことから本件請求対象である学級日誌は存在しないとの処分庁の主張は、不自然、不合理とは言えない。

また、処分庁によれば、同中学校E学級の学級日誌は、従来から学級日誌を作成していないとのことであった。よって、本件請求対象であるE学級の学級日誌は存在しないとの主張についても、不自然、不合理とは言えない。

以上のことから、上記(1)で検討したとおり、処分庁の本件処分理由は妥当とは言えないが、処分庁が行った学級日誌を不存在とする決定は、結果として妥当であると言わざるを得ない。

(3) 結論

以上により、当審査会は、冒頭の結論のとおり判断する。

答申第 1 号

(参考) 審議の経過

年月日	審査部会	経 過
令和 5 年 2 月 7 日	—	諮問書を受理
令和 5 年 4 月 14 日	第 1 回審査部会	処分庁の職員から非開示理由等を聴取、審議
令和 5 年 6 月 9 日	第 2 回審査部会	審議
令和 5 年 6 月 30 日	第 3 回審査部会	審議
令和 5 年 8 月 1 日	第 4 回審査部会	審議